

ユアサイドニュース 5月号

令和7年6月より企業における熱中症対策が罰則付きで義務化され間もなく1年が経過します。

令和7年職場における熱中症による死傷災害の発生状況は、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数15人です。令和6年に比べて死亡者は50%減少しましたが死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となります。

今年も厳しい猛暑が予想されますので、熱中症対策についての基本的な考え方や現場における対応についてのご説明と高齢労働者（60歳以上）の熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置等の導入に要する経費を補助する制度について紹介します。

まず、熱中症による死亡災害の傾向としてほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」が原因とされております。その為、現場における対応として熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速かつ適切に対処することが重要です。その為、熱中症の重篤化を防止するため「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられており具体的な内容は下記となります。（対象となる事業場は「WBGT値28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えるの実施」が見込まれる作業です。）

1. 熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
2. 熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう以下2項目の実施
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等の作成及び関係作業員への周知
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

【エイジフレンドリー補助金（職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン））】60歳以上の労働者が安全に働けるように身体機能の低下を補う装置の導入に要する経費を補助するものです。

【補助対象】

- 屋外作業における体温を下げるための機能のある服（ファン付きウェア）や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入
アイスラリーや保冷剤を冷やす為の専用の冷凍ストッカー（-20℃程度で保冷できる機器で最大400Lまでのもの）
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入
- 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）

上記補助金制度は全ての申請者に補助金が交付されるものではなく、予算額が定められているものになるので、予算額に達した時点で受付期間の途中であっても申請受付が終了する場合がありますのでご注意ください。

今回は熱中症対策についての基本的な考え方と熱中症予防対策に関する補助金についてご紹介させていただきました。今年の4月に気象庁が最高気温40度以上となる日を酷暑日と決定し、熱中症への警戒意識をより高めております。水分補給等をこまめに取り、いつもと違うと少しでも感じたら周囲の人や現場管理者に申し出るようにしましょう。